

（仮称）地域包括ケア総合アクションプラン策定に向けた検討の状況について

区では、誰もが住み慣れた地域で、住まい、健康づくり、見守り、医療、生活に必要なサービス等が包括的に提供されながら、安心して暮らし続けるための仕組み・体制として、地域包括ケア体制の実現を目指している。

この実現のためには、行政だけでなく、医療・介護・福祉等の専門職や地域住民の参加が不可欠である。このことから行政、区内関係団体間で目標や視点を共有し、一体となって取り組むためのアクションプランとして、中野区地域包括ケアシステム推進プラン（以下「推進プラン」という。）を、平成29年（2017年）3月に策定し、高齢者対策を主眼として取り組んできたところである。

現在、推進プランを発展、充実させ、支援が必要なすべての人を対象にした新たなアクションプラン※を策定するための検討を進めているところであり、その取組状況について、以下のとおり報告する。

※ 新たなアクションプランについては、これまで「（仮称）地域包括ケア総合計画」と称してきたところであるが、他の行政計画との性質の違いを明確にするため、今後の検討・策定過程においては、「（仮称）地域包括ケア総合アクションプラン（以下「（仮称）総合プラン」という。）」と称することとする。

1 （仮称）総合プランにかかる調査の実施状況（速報）

（1）調査件名

中野区暮らしの状況と意識に関する調査

（2）調査対象

15歳～64歳の区民 10,000人

（3）調査期間

令和2年12月10日～令和3年1月8日

（4）回収状況（回収率 33.69%）

回収数 3,369件（郵送 1,890件 インターネット 1,479件）

（5）進捗状況等

① 現在、集計・分析中（令和3年6月以降、調査、分析結果を公表予定）

② 策定中の中野区基本計画（案）等に、結果を反映する

③ 主な項目

○ 自分の知識やスキル、経験などで、地域のために生かせるものが「ある」と答え

た人の割合が約72%である一方、そのうち「現在地域のために生かしている」と答えた人の割合は約6%であった。また、「現在地域のために生かしていない」と答えた人に対する「どうしたら生かせるかと思うか」という設問については、最も多かった回答が「時間的余裕」（約63%）、次に「相応の収入」（約38%）、「活動する場所」（約34%）であった。

- 人との付き合いがないと「常に感じる」人の割合は約9%、「ときどき感じる人」の割合は約36%、合計では約45%であった。合計を年齢別で見ると、15歳～29歳が約40%、30～49歳が約48%、50～64歳が約42%であった。
- 他の人から孤立していると「常に感じる」人の割合は約5%、「ときどき感じる」人の割合は約24%、合計では約29%であった。合計を年齢別で見ると、15歳～29歳が約32%、30～49歳が約31%、50～64歳が約24%であった。
- 自宅以外に（居住地域に）居場所が「ある」と答えた人の割合は約39%、「ない」人は約60%であった。「ない」人を年齢別で見ると、15歳～29歳が約50%、30～49歳が約59%、50～64歳が約68%であった。

## 2 中野区地域包括ケア推進会議での検討状況（令和2年12月は書面開催）

令和元年11月 推進プランの取組検証、（仮称）総合プラン策定の方向性（案）

令和2年 7月（仮称）総合プラン策定に向けた取組、包括的支援体制強化の方向性

12月 地域包括ケアの進捗状況、推進体制

令和3年 3月 中野区基本計画素案、中野区地域福祉計画素案意見聴取（予定）

## 3 各行政計画の策定過程における取組、検討との関係

### （1）中野区基本計画

現在策定中の中野区基本計画において、「地域包括ケア体制の実現」を重点プロジェクトに設定し、組織横断的かつ重点的に対応することが必要な政策課題として、全庁的に取り組むこととしている。

### （2）中野区地域福祉計画その他行政計画

各計画の策定にあたり、計画に盛り込むべき基本的な考え方について、中野区健康福祉審議会に諮問し、検討を重ねてきた。

これらを受け策定する計画のうち、主に令和3年8月策定予定の中野区地域福祉計画において、地域包括ケア体制実現に関する区の基本的な考え方、主な取組を示していく。検討の視点は以下のとおりである。

#### ① 社会福祉法等の改正

前回（平成30年（2018年））改定以降、地域福祉計画に関連する法令改正が行われている。

【関連部分概要】（令和2年改正、令和3年4月施行）

- 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する社会（地域共生社会）の実現を目指して行わなければならないこと
- 地方公共団体は、「地域生活課題※の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」等のために必要な各般の措置を講ずるように努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮しなければならないこと
- 地域福祉計画において、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」の整備に関する事項を定めるよう努めること

※地域生活課題

- i 福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労、教育に関する課題
- ii 地域社会からの孤立に関する課題
- iii あらゆる分野に参加する機会の確保の課題

② 中野区地域福祉計画及び（仮称）総合プラン策定にかかる考え方

- 地域福祉の推進の理念は、「地域共生社会」を目指したものであり、推進プランのステップ4に掲げている社会（「支える側、支えられる側という垣根のない全員参加型の社会」）の姿と目標を共にしている
- 解決すべきとされている「地域生活課題」は、区が今まで目指してきたすべての人を対象とした地域包括ケアシステムの課題と重なっている

このようなことから、社会福祉法に定められた「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」を、区が今まで目指してきた「地域包括ケア体制」ととらえ、目指していくまち、社会の姿を実現するための仕組み（システム）・体制として、検討、推進していく。

4 今後の進め方

今後、区は、（仮称）総合プランにかかる調査結果や、中野区基本計画、中野区地域福祉計画等を踏まえ、区民や区内関係団体と対話、協議を重ね、中野区地域包括ケア推進会議を主体として（仮称）総合プラン（案）を策定していく。

なお、（仮称）総合プラン（案）を策定した後、理念を共有する事業などを実施し、より広範な区民及び区内関係団体の意見を（仮称）総合プランに反映していく。

（今後のスケジュール）

令和3年6月	(仮称)総合プランにかかる調査結果及び分析結果報告、公表
(8月	中野区基本計画、中野区地域福祉計画策定)
11月	(仮称)総合プラン(案)策定
11月以降	理念共有事業実施・区民意見聴取
令和4年3月	(仮称)総合プラン策定